



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 30 年 1 月号

《 所長便り 》



あけましておめでとうございます！
本年もよろしくお祈りします。

さて、恒例となりました、平成 29 年目標の振り返りと平成 30 年の目標を掲げたいと思います。

平成 29 年目標

1、支店開設をする！

→100 点！達成。

2、従業員の採用（社員 2～3 名、パート 2 名）

→70 点。社員 2 名、パート 5 名を採用。パートから社員へ 2 名昇格。しかしながら、今年は、社員 1 名の退職。

3、社内管理体制の整備

→70 点。支店の仕組み構築などは合格点だが、通常業務については、大きく改善できず。

4、慰安旅行の継続

→80 点。昨年と変わらず、楽しく開催出来ました。

5、確固たる地位（礎）を築く！

→90 点。支店開設したことにより、市内において三上税理士法人の地位の向上が図れた。

総括

目標達成！

全体的に目標の達成が出来ました。支店の開設を含め、体制の充実に力を入れた結果かと思えます。その代わり、経営の数字は軽視したため、一番大事な利益が喰われる結果となりました。

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

平成30年目標

1、支店運営を軌道に乗せる

支店の運営をゆるぎないカタチにする。責任の明確化。支店での採算をとる。

2、建設業部会（仮）の設立

建設業の方を集め、交流会の実施。ビジネス促進を図る。

3、営業を広角に展開

保険営業、セミナー営業、DRTAXの活用、銀行営業などに力を入れる。

4、数字の達成

平成30年数字の達成に向け、全社一丸となり活動する。

5、新卒の採用

新卒の採用をする。将来に向かって力を溜める。

《 本店便り 》文責：亀田

今回は、最近噂になっているビットコインの税務上の取り扱いについて

[平成29年4月1日現在法令等]

ビットコインは、物品の購入等に使用できるものですが、このビットコインを使用することで生じた利益は、所得税の課税対象となります。

このビットコインを使用することにより生じる損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。

(所法27、35、36)

国税庁タックスアンサーより引用

ビットコインについては、雑所得として課税年度単位で申告する必要があり、損失が出ていても翌期に繰越すことが出来ず、他の所得とも損益通算が出来ません。

国税庁HP上では、「仮想通貨」ではなく、「ビットコイン」と記載されていますが、他の仮想通貨についても同様に雑所得として処理することが国税庁より12月1日に公表されました。

ビットコインを使用することの利益とは、代表的なものとして次のようなものが考えられます。

(BTC=ビットコイン)

- ① BTC→円などに換金した場合（売却額-取得価額=利益）
- ② BTC→他の仮想通貨と交換した場合（交換時価額-取得価額=利益）
- ③ BTC→物を購入した場合（交換時価額-取得価額=利益）

なお、株式のように年間取引報告書の発行サービスは行われていないので、取引履歴がわかるものを残しておく必要があります。



三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町108番地9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

《 インター店便り 》文責：服部

本格的に寒くなってきましたね。インター店でも、エアコンだけでは寒いので、灯油ストーブを使い始めました。

さて、今回は訪問先のお客様より質問があった事項をご紹介します。

“原稿料の請求があり、請求書には源泉徴収しない金額で請求が来ているが、問題ないか”という質問です。こんな時はまず下記を確認してください。よく出てくるものをメインに記載します。

①源泉徴収が必要な報酬か？

例) 弁護士などの士業への報酬、原稿料、講演料、テレビ・ラジオへの出演料、デザイン料

②個人からの請求か？

当てはまる人は、顧問先の皆様が源泉徴収してから、外注へ支払う必要がある可能性が高いです。請求書に源泉徴収金額が書いていない場合でも、源泉徴収をする義務は支払う側にあります。

但し、支払う側が個人事業主で給与を支払う人が一人もいない場合は源泉徴収をする必要はありません。気になった際は一度担当者へ確認をお願いします。

《 経営情報 》文責：伊藤

平成 29 年度確定申告の時期が近付いて参りました。毎年利用される方も多い住宅借入金特別控除についてお知らせします。

個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得または増改築を行い、一定の要件を満たすとき、その取得に係る住宅ローン等の年末残高の合計額を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以降の各年分の所得税額から控除するものです。



一定の要件について主なものは以下の通りです。

- ・新築または取得の日から 6 ヶ月以内に居住の用に供し、適用を受ける各年の 1 2 月 3 1 日まで引き続いて住んでいること。
- ・この特別控除を受ける年分の合計所得金額が 3 千万円以下であること。
- ・新築または取得をした住宅の床面積が 5 0 平方メートル以上であり、床面積の 2 分の 1 以上の部分が自己の居住の用に供するものであること。
- ・1 0 年以上にわたり分割して返済する方法になっている一定の借入または債務があること。

※中古住宅を取得した場合は、他要件あり

この控除を受ける初年度には、家屋の登記事項証明書（敷地の取得に係る借入がある場合は、土地の登記事項証明書も必要）、土地・家屋の売買契約書、借入金の年末残高証明書等を添付して確定申告を行う必要があります。住宅ローン控除を利用されるご予約のある方は、お早目にご用意ください。

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

《 今月の税務 》

- ・ 11 月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…1 月 31 日（水）
- ・ 5 月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…1 月 31 日（水）
- ・ 源泉徴収票の交付 期限…1 月 31 日（水）
- ・ 支払調書の提出 期限…1 月 31 日（水）
- ・ 給与支払報告書の提出 期限…1 月 31 日（水）
- ・ 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1 月 31 日（水）
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第 4 期分） 納付期限…1 月中において
各自治体の条例で定める日
- ・ 源泉所得税納期の特例分（7 月-12 月）の納付 納付期限…1 月 22 日（月）

《 行楽日記 》 文責： 福島

12 月 1 日に入社しました福島理恵（ふくしまりえ）です。お客様のすぐそばに寄り添う「三上税理士法人」の一員になれるよう日々精進してまいります。よろしくお願い致します。

さて今回「行楽日記」を担当することになり先月行ったレゴランド・ジャパンを紹介したいと思います。

ゲートをくぐるとまさにレゴの世界！7つのテーマでそれぞれの世界が広がっており、時には「海賊」時には「騎士」と“LEGO ミニフィギュア”になったようです。ちょうどクリスマスが近いということもありレゴで出来たツリーにサンタクロースもありました。4歳になる娘と行きましたがアトラクションは子どもはもちろん大人も楽しめるものがいっぱいありました。（絶叫系を好む人には物足りないかもしれません…）アトラクションも「ただ乗っているだけ」ではなく、自分でトロッコ式消防車を操縦し、火災現場で消火活動！なんていうのもあり、乗り物が得意じゃない娘も大喜びでした。もちろんアトラクションは乗るだけではなくアトラクションに乗っている人に水をかけるイタズラが出来ると等々遊び心満載です。日本各地の観光地やランドマークをLEGOで再現したミニランドやパーク内随所にあるミニフィギュア等目でも楽しめます。開園から15時半まででしたが「まだ帰りたくない〜い！」と娘に駄々をこねられる程でした。

高い高いと不評（？）の入場料も入場日2日前以前にパスを購入すると割引もあります。ぜひ行ってみたいかがでしょうか。



三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
MAIL mikami@taxer.info